

安全衛生委員会が指定する制限対象地域（～4/30）

令和3年 4月 19日現在

— 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針別紙 —

安全衛生委員会

石川県、富山県、福井県以外の都道府県

制限対象地域

※地方都市を含む全国的な感染拡大傾向から

1. 教育活動の優先

- 令和3年度の授業開始が、大学は4月12日(月)、高専は4月7日(水)です。
- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 制限対象地域への出張等が許可された教職員

- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間、執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。
- マスクの着用、三密の回避等の「新しい生活様式」を徹底し、人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに慎重に行動してください。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。
- 感染リスクが高まるとされる「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」は行わないでください。
- 許可された出張等から帰着後は、活動制限指針の定めに従ってください。
- 既に許可されていた出張が制限対象地域となった場合、すみやかに取消の手続きを行って頂き、発生したキャンセル料等は学園が負担します。

3. 制限対象地域へ移動した学生

- 活動制限指針に従い、1週間のキャンパス立入を禁止します。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

4. 制限対象地域からの来訪者等と接触

- 活動制限指針に従い、学生は1週間のキャンパス立入を禁止します。
- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。

注記 1. 当該期間に行われるオリエンテーション等については別途取り扱う。

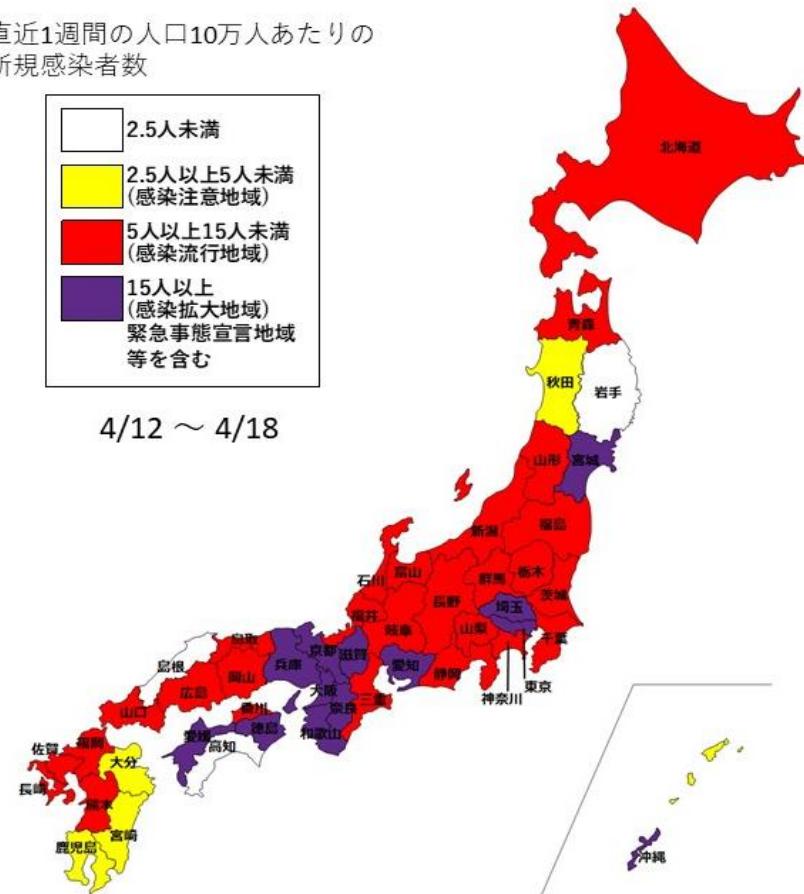
政府は改正新型コロナ特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を4月20日から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を加え、従前の宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県を含めた10都府県に適用すると決定しました。この状況下に鑑み、4月30日迄の間、石川県、富山県、福井県以外の全ての都道府県を「制限対象地域」とすることを継続します。

なお、富山県、福井県についても直近1週間の10万人あたり新規感染者数がおよそ10名以上となった場合には、「制限対象地域」としますので十分注意してください。

直近1週間の人口10万人あたりの
新規感染者数



4/12～4/18



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）